

## 専門委員等選考委員会の設置について

平成13年 5月24日  
大学評価・学位授与機構  
大学評価委員会

### 1 趣 旨

専門委員及び評価員については、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、大学団体、学協会、経済団体等から広く推薦を求め、大学評価委員会（以下、「評価委員会」という。）で候補者を選出し、運営委員会の意見を聴いた上で機構長が任命しているところである。

評価委員会において候補者を選出する際には、多数の推薦者の中から専門的見地に基づいて選考することが必要となることから、これらの業務を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員等選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置するものである。

### 2 選考委員会の委員の選出等

- (1) 選考委員会の委員については、対象となるテーマ及び分野を踏まえた上で、評価委員会委員及び機構の専任教員（併任教員及び調査研究協力者を含む。）の中から、評価委員会の委員長が指名する者とする。
- (2) 選考委員会には委員長を置き、選考委員会の委員の互選により選出するものとする。

### 3 選考委員会における選考手続きについて

選考委員会では、評価委員会で決定された選考方針に基づき、テーマ、分野ごとに専門委員及び評価員の選考を行い、その結果を評価委員会に報告するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

この場合であっても、後日評価委員会に報告するものとする。